

改定の概要

- 令和5年2月 国が東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針を策定（見直し）
令和5年9月 県が荒川・中川流域別下水道整備総合計画を策定（見直し）
令和6年度 関連する7流域の各関係市町が下水道の全体計画を策定（見直し）
- 全体計画における計画日最大汚水量（m³/日）に基づき、流域下水道の設置に要する経費のうち、各関係市町が負担すべき金額（建設負担金）の割合を算出してきた。
- 下水道法第31条の2第2項に基づく意見照会を行ったところ、すべての市町から「賛成」の回答
- これを踏まえて、各関係市町の建設負担金の割合を改定する議案を令和6年12月定例県議会へ提出し、議決された。
- 以下に示す割合を用いて、令和7年度以降の建設負担金を算定する。

■ 改定割合

荒川左岸南部流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
さいたま市	497,100	560,270	55.52%	58.98%	3.46%
川口市	201,800	202,510	22.54%	21.32%	-1.22%
上尾市	102,300	86,720	11.42%	9.13%	-2.29%
蕨市	32,000	32,710	3.57%	3.44%	-0.13%
戸田市	62,200	67,770	6.95%	7.13%	0.18%
合計	895,400	949,980	100.00%	100.00%	

荒川左岸北部流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
熊谷市	66,100	46,530	28.36%	28.48%	0.12%
行田市	37,700	24,560	16.17%	15.03%	-1.14%
鴻巣市	60,700	43,520	26.04%	26.64%	0.60%
桶川市	37,500	26,350	16.09%	16.13%	0.04%
北本市	31,100	22,410	13.34%	13.72%	0.38%
合計	233,100	163,370	100.00%	100.00%	

荒川・中川流域に係る流域下水道の建設負担金割合の変更について

荒川右岸流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
川越市	155,100	136,000	20.11%	18.77%	-1.34%
所沢市	148,800	147,090	19.29%	20.30%	1.01%
狭山市	89,800	65,290	11.65%	9.01%	-2.64%
入間市	70,900	63,670	9.19%	8.79%	-0.40%
朝霞市	56,100	61,390	7.28%	8.48%	1.20%
志木市	31,100	32,270	4.03%	4.46%	0.43%
和光市	36,500	36,260	2.31%	2.44%	0.13%
新座市	73,200	72,790	9.49%	10.05%	0.56%
富士見市	45,800	49,040	5.94%	6.77%	0.83%
ふじみ野市	46,400	50,800	6.02%	7.01%	0.99%
三芳町	19,500	18,570	2.53%	2.56%	0.03%
川島町	7,800	5,410	1.01%	0.75%	-0.26%
吉見町	8,900	4,440	1.15%	0.61%	-0.54%
合計	789,900	743,020	100.00%	100.00%	

古利根川流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
加須市	8,100	5,560	9.18%	7.72%	-1.46%
久喜市	80,120	66,430	90.82%	92.28%	1.46%
合計	88,220	71,990	100.00%	100.00%	

市野川流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
滑川町	4,600	6,220	20.17%	32.56%	12.40%
嵐山町	7,300	6,990	32.02%	36.60%	4.58%
小川町	10,900	5,890	47.81%	30.84%	-16.97%
合計	22,800	19,100	100.00%	100.00%	

中川流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
さいたま市	61,300	53,790	8.01%	7.97%	-0.04%
川口市	61,100	62,150	7.99%	9.20%	1.21%
春日部市	104,400	76,340	13.65%	11.30%	-2.34%
草加市	123,000	116,010	16.08%	17.18%	1.10%
越谷市	138,300	118,890	18.08%	17.61%	-0.47%
八潮市	64,400	50,630	8.42%	7.50%	-0.92%
三郷市	63,300	63,660	8.27%	9.43%	1.16%
蓮田市	26,800	17,390	3.50%	2.57%	-0.92%
幸手市	23,200	15,920	3.03%	2.36%	-0.67%
吉川市	25,000	28,370	3.27%	4.20%	0.93%
白岡市	16,800	19,250	2.20%	2.85%	0.65%
伊奈町	17,000	20,150	2.22%	2.98%	0.76%
宮代町	12,900	11,860	1.69%	1.76%	0.07%
杉戸町	15,800	14,020	2.06%	2.08%	0.02%
松伏町	11,700	6,840	1.53%	1.01%	-0.52%
合計	765,000	675,270	100.00%	100.00%	

荒川上流流域下水道					
	旧計画汚水量 (m ³ /日)	新計画汚水量 (m ³ /日)	旧割合	新割合	増減
深谷市	5,600	10,150	33.73%	63.68%	29.95%
寄居町	11,000	5,790	66.27%	36.32%	-29.95%
合計	16,600	15,940	100.00%	100.00%	

- ※ 荒川右岸流域は、和光市における新河岸川水循環センター建設にあたり過去からの経緯があり、和光市分の建設負担金の1/2を他の関連市町が増負担している。上記の建設負担金割合は、和光市の新計画汚水量36,260m³/日の1/2を他市町に汚水量割合で按分、上乘せして算出している。
- ※ 新計画汚水量は各流域におけるR11年度末の日最大汚水量となっている。

荒川左岸南部、荒川右岸及び中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係市町の負担額について

(単位: 円/m³消費税及び地方消費税を含む)

流域	流域市町	現行単価	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
荒川左岸南部	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市(5市)	36	37	40	41		
荒川右岸	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町(13市町)	32	38	43			
中川	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町(15市町)	40	43				

改定の概要

- エネルギー価格の高騰に伴う電気料の増加、労務費上昇、施設老朽化に伴う修繕費の増加により維持管理に要する経費の負担額を改定するために議案を提出するものです。
- 荒川左岸南部及び荒川右岸流域については、流域市町と調整の結果、**激変緩和のため段階的改定**としました。
- 下水道法第31条の2第2項に基づく関係市町への意見照会したところ、**3流域全市町から「可」**と回答がありました。
- 市町意見
「次回改定時は小数点以下の端数の取扱いを検討いただくとともに概ね2年前から協議を開始いただきたい」、「改定について記者発表等で県民へ周知いただきたい」、「一層の経費削減に努め単価を抑制いただきたい」

流域別維持管理負担金単価の状況

黒字は令和6年4月1日現在の1m³当たりの単価（税込）
 （ ）内は令和4年度末の処理人口

